

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（ 経済産業省 ）

<p>制 度 名</p>	<p>多様な形態での就労を可能とし、子育て等との両立を容易にすることにより、ライフスタイルの違いに関わらず安心を確保するための措置（検討事項）</p>			
<p>税 目</p>	<p>所得税</p>			
<p>要 望 の 内 容</p>	<p>多様な形態での就労を可能とし、子育て等との両立を容易にすることにより、ライフスタイルの違いに関わらず安心を確保するとともに、格差の固定化の解消にも貢献する措置（給付つき税額控除）を導入する。</p> <table border="1" data-bbox="1015 887 1489 972"> <tr> <td data-bbox="1015 887 1222 972"> <p>減収見込額 （平年度）</p> </td> <td data-bbox="1222 887 1489 972"> <p>- 百万円</p> </td> </tr> </table>		<p>減収見込額 （平年度）</p>	<p>- 百万円</p>
<p>減収見込額 （平年度）</p>	<p>- 百万円</p>			
<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 低所得者層の就労意欲の向上や子育て負担の軽減を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 わが国において、非正規雇用の割合が増加し、賃金格差が拡大し低所得者層も増加している中、多様な形態での就労を可能とし、子育て等との両立を容易にするとともに、格差の固定化をも解消するため、低所得者層を対象に、就労や子育てを条件とした上で所得の下支えを行う必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 課税すべき額から控除しきれない分について給付を行う「給付つき税額控除」の仕組みをとることにより、真に必要な者のみに対する直接給付を可能とし、財政規律の観点からも妥当である。 働き方や子育て等のライフスタイルの違いに関わらず安心を確保することにより、安心感の醸成による需要喚起効果も期待される。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	1.経済産業政策 01 産業人材
	政策の達成目標	働き方や子育て等のライフスタイルの違いに関わらず安心を確保するとともに、格差の固定化の解消にも貢献。
	租税特別措置の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	
	租税特別措置の適用実績	
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯		